

議会基本条例と政治倫理条例を制定



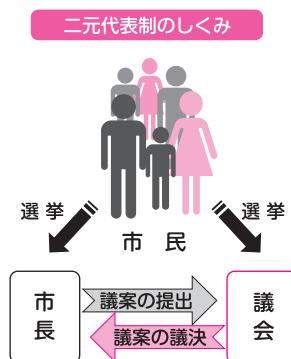
本会議での採決

福山市議会では、議会基本条例と政治倫理条例の制定を地方分権時代における議会改革の重要な事項と位置付け、22年6月25日に議会基本条例等検討特別委員会を設置し、36回にわたり委員会を開き、さまざまな角度から協議を重ね、23年12月20日の本会議において両条例制定案を議員発議し、可決しました。なお、この二つの条例は、本年5月1日から施行します。

議会基本条例

条例制定の背景

地方議会は、地方分権が進展する中、二元代表制の下で、市長等の執行機関と緊張ある関係を保ちながら、市政の監視と評価、政策立案と政策提言を行うことが求められるなど、その果たすべき役割と責務は増大しています。



市民の参加機会の充実

議会は、市民が議会の活動に参加できる機会を確保し、市民の意見を反映させた政策提言の拡大を図ります。また、議会報告会の開催などにより、市民に本会議や委員会等の議会活動について情報発信するように努め、それに対する市民の意見の聴取などにより、議会運営の改善を図ります。

情報公開の推進と広報の充実

議会は、市民に開かれた議会として、保有する情報の提供に努めます。また、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めます。

条例の主な内容

このため、議会に関する基本的事項を定めた本市議会の最高規範となる議会基本条例の制定が必要であると考え、議会と議員の説明責任、議会の機能の強化、議会活動への市民参加などを規定した本条例を制定しました。

質問等の一問一答方式の採用
本会議での質問等は、これまでの「一括質問一括答弁方式」か「一問一答方式」のいずれかを選択して、論点や争点を明確にして行います。

市長等の反問権

市長等は、本会議や委員会等で議長や委員長の許可を得て、質問等の趣旨を確認するために質問することができます。

福山市議会では、条例制定を機に、より一層議会の活性化を図ることとともに、議会と議員の責務を自覚しながら、市民の皆さんへの負託に応えられる議会をめざして、全力で取り組んでいきます。※

なお、この条例は、前文と次の12章から構成されています。

政治倫理条例

1 総則
2 議員の責務及び活動原則
3 議会運営の原則
4 議会の機能の強化
5 市民との関係
6 市長等との関係
7 議会改革の推進
8 議員の政治倫理
9 議会及び議会事務局の体制整備
10 議員の定数及び議員報酬
11 最高規範性
12 補則